

# 父子家庭に対する母子家庭等医療費助成事業の適用について

## 1 本県の現状

母子家庭の母及びその扶養する児童（18歳年度末）並びに父母のない児童に対し、入院に限り、保険の対象となった医療費の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

〔事業開始：昭和54年度  
負担割合：県 1/2,市町村 1/2〕

## 2 制度改正について

### (1) 背景

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならない、母子家庭、父子家庭のいずれもが生活上の様々な問題を抱えている。

近年の経済情勢や非正規雇用の増加等の雇用情勢の変化等を背景に、父子家庭においても、母子家庭と同様に、経済的に厳しい状況等に置かれている家庭が見られる。

<収入の状況>

	母子家庭	父子家庭	一般家庭	
平均収入金額	225万円	328万円	556万円	平成21年度徳島県ひとり親家庭等実態調査より

### (2) 改正内容

- ・「母子家庭」に適用されている助成制度を、「父子家庭」も対象とする制度として拡充し、経済的負担を軽減
- ・名称を「母子家庭等医療費助成事業」から「ひとり親家庭等医療費助成事業」に変更
- ・平成22年10月1日から実施予定

### (3) 今後の予定

「父子家庭」を対象とするため、各市町村において、条例改正が必要

<スケジュール>

- ・ 6月 6月議会に県補正予算計上（成立）
- ・ 7月 市町村説明会
- ・ 9月 市町村議会において、条例改正提案
- ・ 10月 実施予定（1日～）